

令和 6 年 3 月 28 日

令和 5 年度 県 議 会
第400回臨時会議提出議案(1)説明資料

栃 木 県

令和5年度県議会 第400回臨時会議提出議案（1）説明資料目次

○ 一般会計歳入歳出補正予算の概要	3
▪ 歳入補正予算集計表	3
▪ 歳出補正予算性質別集計表	4
▪ 歳出補正予算部局別集計表	5
○ 条例案・事件議案の概要	6

一般会計歳入歳出補正予算の概要

歳入補正予算集計表

(単位:千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)	備考
1 県 税	260,000,000		260,000,000	
2 地方消費税清算金	99,063,000		99,063,000	
3 地方譲与税	39,497,000	153,482	39,650,482	
4 地方特例交付金	1,358,387		1,358,387	
5 地方交付税	149,426,965	△ 308,748	149,118,217	
6 交通安全対策特別交付金	600,000	△ 185,660	414,340	
7 分担金及び負担金	4,336,669		4,336,669	
8 使用料及び手数料	10,161,053		10,161,053	
9 国庫支出金	129,028,473	△ 946,365	128,082,108	
10 財産収入	1,575,260		1,575,260	
11 寄附金	82,957		82,957	
12 繰入金	23,275,990	△ 3,752,709	19,523,281	
13 繰越金	20,825,356		20,825,356	
14 諸収入	183,573,740		183,573,740	
15 県債	78,906,000	△ 2,358,000	76,548,000	
合計	1,001,710,850	△ 7,398,000	994,312,850	

歳出補正予算性質別集計表

(単位:千円)

区 分	既定予算額 (A)	補 正 額 (B)	左 の 財 源 内 訳				補 正 後 (A+B)
			国庫支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 職 員 費	193,850,519	△ 1,484,000				△ 1,484,000	192,366,519
2 公 共 事 業 費	85,323,946	△ 108,000	△ 50,000	△ 1,646,000		1,588,000	85,215,946
3 建 設 事 業 費	62,134,853	△ 326,000	△ 52,000	△ 689,000		415,000	61,808,853
4 公 債 償 還 費	94,335,256	△ 100,000				△ 100,000	94,235,256
5 主 要 義 務 費	130,500,004	△ 1,290,000	△ 298,000			△ 992,000	129,210,004
6 税 交 付 金 等	101,143,150						101,143,150
7 一 般 行 政 費	134,762,568	△ 2,377,000	△ 737,074			△ 1,639,926	132,385,568
8 受 託 事 務 費	790,011						790,011
9 県 単 補 助 金	24,305,660	△ 1,609,000	252,709		△ 252,709	△ 1,609,000	22,696,660
10 県 単 貸 付 金	166,981,470						166,981,470
11 災 害 復 旧 費	1,187,074	△ 104,000	△ 62,000	228,000		△ 270,000	1,083,074
12 直 轄 事 業 負 担 金	6,396,339			△ 251,000		251,000	6,396,339
合 計	1,001,710,850	△ 7,398,000	△ 946,365	△ 2,358,000	△ 252,709	△ 3,840,926	994,312,850

歳出補正予算部局別集計表

(単位:千円)

区 分	既定予算額 (A)	補 正 額 (B)	左 の 財 源 内 訳				補 正 後 (A+B)
			国庫支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 総 合 政 策 部	5,452,999	△ 20,000	△ 1,000			△ 19,000	5,432,999
2 経 営 管 理 部	260,428,282	△ 1,483,000	△ 133,074	△ 43,000	△ 70,000	△ 1,236,926	258,945,282
3 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 部	10,711,419	△ 554,000	△ 2,000	7,000	△ 10,000	△ 549,000	10,157,419
4 保 健 福 祉 部	180,304,387	△ 2,152,000	△ 886,000	△ 24,000		△ 1,242,000	178,152,387
5 環 境 森 林 部	20,123,784	△ 163,000	△ 60,000	△ 136,000	10,000	23,000	19,960,784
6 産 業 労 働 観 光 部	176,327,085	△ 1,546,000	225,709		△ 252,709	△ 1,519,000	174,781,085
7 農 政 部	29,324,456	△ 77,000	△ 24,000	△ 70,000		17,000	29,247,456
8 県 土 整 備 部	112,138,804	△ 235,000	△ 44,000	△ 1,975,000		1,784,000	111,903,804
9 危 機 管 理 防 災 局	1,359,896						1,359,896
10 会 計 局	845,144	△ 15,000				△ 15,000	830,144
11 企 業 局	108,676						108,676
12 議 会 事 務 局	1,512,719	△ 51,000				△ 51,000	1,461,719
13 人 事 委 員 会 事 務 局	149,171						149,171
14 監 査 委 員 事 務 局	177,587						177,587
15 労 働 委 員 会 事 務 局	100,324						100,324
16 教 育 委 員 会 事 務 局	158,496,277	△ 833,000	△ 22,000	△ 90,000	△ 110,000	△ 611,000	157,663,277
17 警 察 本 部	44,149,840	△ 269,000		△ 27,000	180,000	△ 422,000	43,880,840
合 計	1,001,710,850	△ 7,398,000	△ 946,365	△ 2,358,000	△ 252,709	△ 3,840,926	994,312,850

条例案・事件議案の概要

議 案 名	概 要	主 管 課	議案頁
<p>第2号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について</p>	<p>異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において災害応急作業等に従事する職員に対し手当を支給するため、所要の改正をするものである。</p>	<p>経 営 管 理 部 人 事 課</p>	<p>16</p>
<p>第3号議案 栃木県県税条例の一部改正について</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、所要の改正をするものである。 主な改正点 1 不動産取得税関係 住宅又は土地を取得した場合の税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長すること。 2 狩猟税関係 特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者の税率を2分の1とする特例措置の適用期限を令和11年3月31日まで延長すること。</p>	<p>経 営 管 理 部 税 務 課</p>	<p>18</p>
<p>第4号議案 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等の一部改正に伴い、記録の整備に関する基準について、所要の改正をするものである。</p>	<p>保 健 福 祉 部 高 齢 対 策 課</p>	<p>21</p>

議 案 名	概 要	主 管 課	議案頁
<p>第5号議案 栃木県公立学校職員給与 条例の一部を改正する条例 の一部改正について</p>	<p>公立学校職員の定年の引上げに伴い、へき地手当の算定方法について、所要の改正をするものである。</p>	<p>教育委員会事務局 教育政策課</p>	<p>26</p>
<p>第6号議案 損害賠償の額の決定及び 和解について</p>	<p>令和3年4月18日の那須塩原市における豚熱防疫措置中の事故（負傷）について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。</p> <p>1 損害賠償額 3,310,167円</p> <p>2 主な和解内容 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしないこと。</p>	<p>農 政 部 畜 産 振 興 課</p>	<p>28</p>